

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和元年 7 月定例会

令和元年 8 月 2 日

目 次

令和元年 7 月定例会

8 月 2 日（金曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	4
議案上程（議第 6 号及び議第 7 号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事業課長、会計管理者	5
決算審査意見の説明……………代表監査委員	1 0
質疑	1 1
討論	1 3
採決	1 4
議案上程（議第 8 号及び議第 9 号）	1 4
提案理由の説明……………広域連合長	1 4
補足の説明……………事務局次長、事業課長	1 5
質疑	1 6
討論	1 8
採決	1 8
議案上程（議第 1 0 号）	1 8
提案理由の説明……………広域連合長	1 9
質疑	1 9
討論	1 9
採決	1 9
広域連合長あいさつ	2 0
閉会	2 0

○出席議員（12名）

1番	佐藤洋樹	議員	3番	秋葉新一	議員
4番	赤塚幸一郎	議員	6番	芳賀清	議員
7番	菊地勝秀	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	早坂文也	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	内谷邦彦	議員	12番	高橋弘	議員
14番	小野由夫	議員	15番	市原栄子	議員

○欠席議員（3名）

2番	石澤秀夫	議員	13番	丸山至	議員
16番	吉宮茂	議員			

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
副広域連合長	中川勝	代表監査委員	玉田芳和
事務局長	丹野仁敬	事務局次長	半田薫
会計管理者	菊地育子	事業課長	星野克之
総務係長	安倍大樹	資格管理係長	富樫裕一郎
給付係長	佐藤浩二		

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	丹野仁敬	事務局次長（兼務）	半田薫
書記（兼務）	安倍大樹	書記	佐藤圭子
書記	今野優喜		

○議事日程第1号

令和元年8月2日（金）午後2時開議

- 第1 議席指定
- 第2 議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議第6号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議第7号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議第8号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

第9 議第9号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

第10 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第1 議席指定

日程第2 議長選挙

日程第3 会期の決定

日程第4 会議録署名議員指名

日程第5 諸報告

日程第6 議第6号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議第7号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議第8号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第9 議第9号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議第10号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

午後2時00分 開議

○副議長(早坂文也君) 当広域連合議会の議長であった加藤信明議員の任期が7月31日をもって満了したことにより、議長が不在となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

これより、7月26日告示招集されました令和元年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会 定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、石澤秀夫議員、丸山至議員、吉宮茂議員です。

出席議員は、12名で定足数に達しております。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議席指定

○副議長(早坂文也君) 日程第1 議席の指定を行います。

令和元年5月10日告示の選挙で新たに議員となりました石澤秀夫議員及び内谷邦彦議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、副議長において定めます。現在ご着席の議席を議席とします。

議長選挙

○副議長（早坂文也君） 日程第2 議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法をご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（早坂文也君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙については、指名推選の方法によることと決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（早坂文也君） 異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、副議長において指名することと決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に高橋弘議員を指名します。

お諮りします。ただいま副議長において指名しました高橋弘議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（早坂文也君） 異議なしと認めます。

したがって、高橋弘議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高橋弘議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選を告知します。

議長あいさつ

○副議長（早坂文也君） 議長に当選されました高橋弘議員から、ごあいさつをお願いします。

○議長（高橋弘君） 議長。

○副議長（早坂文也君） 高橋弘議員。

○議長（高橋弘君） ただいま指名推薦により議長に就任いたしました高橋弘でございます。山形県後期高齢者医療広域連合議会の発展のために頑張ってお参りますので、よろしくお願いたします。

(拍手)

○副議長（早坂文也君） ここで、議長を交代します。どうもありがとうございました。

(拍手)

(早坂文也副議長 議席に着席)

(高橋弘議長 議長席に着席)

会期の決定

○議長（高橋弘君） 日程第3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋弘君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（高橋弘君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、11番 内谷邦彦議員、14番 小野由夫議員を指名します。

諸報告

○議長（高橋弘君） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員より、平成31年2月から令和元年7月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、すでに配付しております文書のとおり、令和元年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、報告されております。

以上で報告を終わります。

議第6号及び議第7号

○議長（高橋弘君） 日程第6 議第6号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第7 議第7号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

○議長（高橋弘君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋弘君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第6号及び議第7号について、提案理由をご説明申し上げます。両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。

歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は6億8,756万2,337円であり、歳出の支出済額合計は6億4,802万8,058円となることから、歳入歳出差引残額は、3,953万4,279円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。

歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、1,590億1,195万1,246円であり、歳出の支出済額合計は1,545億8,702万8,715円となることから、歳入歳出差引残額は、44億2,492万2,531円となっております。

また、制度上、療養給付費負担金等の精算が、次年度となることから、繰越金には令和元年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことをご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） それでは、平成30年度主要な施策の成果報告書について、その概要をご説明申し上げます。別冊の主要な施策の成果報告書をお願いいたします。

初めに1ページをご覧ください。1 被保険者の状況について申し上げます。平成30年度末の被保険者数は19万3,625人で、前年同期に比べ696人増加で、県内人口に占める割合は、17.77%と0.25ポイント増となっております。中段以降に、被保険者数等の推移と年齢構成内訳を記載しております。

2ページの2 保険財政の状況については、このあと会計決算で説明しますので、省略させていただきます。

次に、3ページをご覧ください。3 保険給付事業について申し上げます。初めに給付額ですが、

給付額合計が1,474億6,966万9,793円で、前年度比0.83%の増であります。

4ページをご覧ください。件数ですが、609万1,781件で、前年度比で8,708件、0.14%の増であります。

4ページ中段以降は、給付費の詳細について、療養給付費の内訳などを順次記載しております。

初めに、(1)療養給付費の内訳ですが、医科入院の件数の割合は2.46%とわずかですが、給付額としては48.05%を占めております。また、医科入院外の件数の割合は54.40%、給付額では29.06%となっております。

次に、5ページをご覧ください。(2)療養費の内訳ですが、内容の主なものは、柔整療養費及びあんま・マッサージであります。柔整療養費の件数の割合は71.37%、給付額で46.48%、あんま・マッサージの件数の割合は16.19%、給付額で31.23%となっております。中段に、参考として1人当たり年間平均給付額を記載しております。1人当たりの給付額は761,040円で、前年度と比較し、額にして6,123円、率にして0.81%増加しております。

6ページをご覧ください。(3)審査支払手数料ですが、毎年、全国の状況などを参考に手数料の単価等の改定について国保連合会と協議を行っております。1件当たり審査手数料単価が、前年度より1円下がり、平成30年3月審査分から68円となっております。前年度に比べ、件数は増加していますが金額は単価が下がった影響で減少しています。(4)電算処理委託料ですが、診療報酬の審査支払の前処理として、審査支払システムへのデータ取込み、データと標準システムとの連携について、国保連合会に委託し実施しているものであります。単価が前年度より0.5円下がり、平成30年3月処理分からの単価が22.5円になりました。

次に、7ページをご覧ください。4 保健事業について申し上げます。被保険者の健康の保持増進、また、生活習慣病の早期発見を目的として、健康診査事業と歯周疾患検診事業等を実施しております。(1)健康診査事業については、市町村に委託して実施しております。平成30年度は39,343人が受診し、受診率は22.11%で前年度比0.74ポイントの増であります。委託料は、3億3,699万4,010円であります。(2)歯周疾患検診事業については、歯の減少を予防するとともに、生活習慣病等の悪化を防止し、健康で質の高い生活を送れるように、前年度75歳に到達した被保険者を対象に、山形県歯科医師会に委託して実施しております。受診者は1,193人と前年度より減少していますが受診対象者数が減少していますので、受診率は10.33%で、0.27ポイント増加しました。なお、委託料は、588万2,683円であります。

8ページ中段であります。(3)疾病分類別統計作成事業については、本県における後期高齢者の疾病状況及び医療費の実態を分類した統計表を国保連合会に委託して作成しているものです。各市町村等に配布し、被保険者の健康づくりのため、創意工夫により積極的に取組む各種事業の一助として活用していただいております。(4)レセプトデータ分析事業については、レセプトデータ分析により当広域連合の被保険者の現状を把握して、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の保健事業の展開等の効果測定・点検と、今後の効率的な保健事業の立案の検討材料とするものです。

次に、9ページをご覧ください。5 医療費適正化事業について申し上げます。(1)レセプト点検事業ですが、医療費を適正に支出するため、その業務を国保連合会に委託して実施しておりま

す。前年度と比較して、件数・金額とも0.44%の増加であります。

10ページをご覧ください。(2) 医療費通知事業ですが、被保険者に健康に対する意識を深めただけにとともに、医療費の抑制のため医療費通知を年3回(7.11.3月)、受診履歴のあるすべての方に送付しております。前年度と比較して、送付数で284通、0.05%の増加、金額で42万826円、1.16%増加しております。(3) ジェネリック医薬品利用促進差額通知事業については、平成23年度から実施しております。ある程度利用促進が図られてきていることから、平成27年度からは年1回の通知(8月)に変更しています。

次に、11ページをご覧ください。(4) 第三者行為求償事務事業については、交通事故に係る第三者行為等について国保連合会に求償事務を委託しております。事務委託料は、収納額の5.4%で、894万7,208円、17,843円の減となりました。収納額は、1億9,071万9,549円であります。なお、加害者に対する直接請求は4件ありました。

12ページをご覧ください。6 電算処理システム運用業務委託事業について申し上げます。はじめに電算処理システム運用業務委託ですが、後期高齢者医療制度の運用業務を効率的かつ適正に行うため、標準システムの運用及び保守管理を国保連合会に委託しております。委託料は、随意契約によるものであります。

続いて、電算処理システム機器更改に伴うシステム導入業務委託ですが、前回の機器更改から5年が経過したため新たに機器更改が必要なこと、及び標準システムが平成31年度から新たな情報連携機能等を加えた新しいものになることから、新しいシステムの導入等を委託したものです。

次に、13ページをご覧ください。7 被保険者証等作成及び封入封かん業務委託事業について申し上げます。毎年8月1日の被保険者証の一斉更新に合わせ、被保険者証等の作成及び、制度説明リーフレットと保険料の軽減特例見直し説明リーフレット等の封入封かん業務を委託し実施いたしました。前年度と比較して131万8,680円、14.89%の減であります。8 制度広報周知事業について申し上げます。制度広報を効果的かつ効率的に実施するため、市町村と連携しながら適時適切な広報を行っております。その内容としては、制度の理解をいっそう深めるため、パンフレット、リーフレットに加え、ホームページも利用するなど積極的な広報に努めています。

最後に、14ページをご覧ください。9 長寿医療懇談会について申し上げます。本広域連合の円滑な運営に資するため、被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方々から広く意見をいただくことを目的として開催しております。平成30年度は9月27日に開催し、後期高齢者医療制度の運営状況などについて報告するとともに、訪問指導事業等の今後の運営等について懇談していただいております。懇談会の委員数は10名であります。10 市町村後期高齢者医療事業に対する補助事業について申し上げます。この事業は、市町村が独自に行った長寿・健康増進事業に対する補助事業であり、2市2町への補助金321万3,792円を支出しております。その事業内容は、保健師や看護師による健康相談事業、健康増進施設を利用し、運動・講話・休養等を取り入れた健康増進事業などであります。

以上が、主要な施策の成果報告でございます。なお、決算につきましては、説明員を交代させていただきます。

○会計管理者(菊地育子君) 議長。

○議長（高橋弘君） 菊地会計管理者。

○会計管理者（菊地育子君） それでは、平成30年度、山形県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。なお、歳入では収入済額、歳出では支出済額の金額を主に申し上げます。よろしくお願い致します。

決算書の12ページ・13ページをご覧ください。はじめに、一般会計でございます。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金で、調定額、収入済額とも6億3,601万2千円でございます。2款財産収入は、財政調整基金の利子で、784円でございます。3款繰入金は、財政調整基金繰入金で、収入済額は118万8千円でございます。

14ページ・15ページをご覧ください。4款繰越金は、平成29年度からの繰越金で、収入済額は4,931万3,777円で、5款諸収入は、1項2項合わせまして104万7,776円でございます。

以上、歳入合計は予算現額6億8,705万円に対し、調定額、収入済額とも、6億8,756万2,337円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に16ページ・17ページをご覧ください。歳出ですが、1款議会費の支出済額は53万3,995円でございます。2款総務費は、21ページまでです。1項、2項、3項合わせまして、2億2,867万6,064円であり、約390万円の不用額となっております。これは、総務管理費で、職員住宅借上料が見込みを下回ったためなどでございます。

20ページ・21ページをご覧ください。上から2番目の表の3款民生費は、4億1,881万7,999円であり、約3,000万円の不用額となっております。これは、特別会計への事務費繰出金が見込を下回ったためでございます。4款予備費でございますが、43万9,467円を2款1項総務管理費に充用しております。

以上、歳出合計は、予算現額6億8,705万円に対し、支出済額は6億4,802万8,058円であり、3,902万1,942円の不用額となりました。

続きまして、22ページ・23ページをご覧ください。特別会計でございます。

まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、市町村で収納した保険料、及び医療給付に対する市町村の負担金などで、調定額、収入済額とも、242億2,551万1,338円でございます。2款国庫支出金は、27ページまでです。1項、2項合わせまして、541億6,265万7,541円でございます。これは、医療給付に対する国の負担金が見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ増となっております。

26ページ・27ページをご覧ください。3款県支出金の収入済額は129億8,598万9,005円でございます。

28ページ・29ページをご覧ください。4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、598億7,088万9千円でございます。5款特別高額医療費共同事業交付金は4,479万5,140円で、6款財産収入は、医療給付費等準備基金の利子で、164万5,606円でございます。

30ページ・31ページをご覧ください。7款繰入金は、一般会計と基金からの繰入金で、1項、2項合わせまして、16億1,881万7,999円でございます。8款繰越金は、平成29年度

からの繰越金で58億9,517万1,005円でございます。

32ページ・33ページをご覧ください。9款諸収入は、1項、2項、3項合わせまして、収入済額は2億647万4,612円でございます。なお、3項雑入で、不納欠損額が4万4,165円、収入未済額が141万8,196円でございます。不納欠損額は、窓口一部負担割合変更による返納金の未納について、地方自治法第236条第1項の規定に基づき、不納欠損処分を行ったものでございます。収入未済額は、医療機関の診療報酬不正請求額の返還分と、被保険者の所得更正に伴い窓口一部負担割合が1割から3割に変更になった差額分などで、その返還請求を行っていますが、年度内までに納付されなかった分でございます。また、予算現額に比べ収入済額の増は、交通事故に伴う第三者納付金が見込みを上回ったことなどによるものでございます。

以上、歳入合計は予算現額1,550億9,774万6千円に対し、調定額は1,590億1,341万3,607円であり、収入済額は1,590億1,195万1,246円で、不納欠損額は4万4,165円、収入未済額は141万8,196円でございます。

次に34ページ・35ページをご覧ください。

歳出ですが、1款総務費の支出済額は、4億2,042万3,527円であり、約3,500万円の不用額となっております。これは、電算処理関連委託料が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

36ページ・37ページをご覧ください。2款保険給付費は、39ページまでです。1項から4項まで合わせまして1,478億5,958万3,493円であり、約4億円の不用額となっております。なお、執行率は、99.72%でございます。これは、療養給付費などで実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

38ページ・39ページをご覧ください。4款特別高額医療費共同事業拠出金は、2,932万2,721円でございます。

40ページ・41ページをご覧ください。5款保健事業費は、3億6,246万5,087円であり、約2,400万円の不用額となっております。これは、長寿・健康増進事業などで、実績が目標を下回ったことによるものでございます。

42ページ・43ページをご覧ください。6款基金積立金は、13億2,449万1,606円で、7款諸支出金は、45億9,074万2,281円でございます。

44ページ・45ページをご覧ください。8款予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は、予算現額1,550億9,774万6千円に対し、支出済額は1,545億8,702万8,715円であり、5億1,071万7,285円の不用額となりました。

続きまして、48ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。一般会計ですが、歳入歳出差引額は3,953万4千円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、実質収支額は3,953万4千円となりました。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

49ページをご覧ください。特別会計ですが、歳入歳出差引額は44億2,492万3千円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、実質収支額は44億2,492万3千円となりました。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

52ページをご覧ください。財産に関する調書ですが、1 公有財産、3 債権につきましては、該当はございません。2 物品につきましては、決算年度中における増減はございません。4 基金の(1)の財政調整基金ですが、これは、支出の円滑な調整や、一時借入金の利子に備え、市町

村事務費精算金の一部を積み立てているものでございます。決算年度中増減高118万7,216円の減は、預金利子の積立による増と一般会計への繰り出しによる減によるものでございます。結果、決算年度末現在高は、1,898万9,892円となりました。(2)の給付費等準備基金ですが、これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため積み立てているものでございます。決算年度中増減高の1億2,449万1,606円の増は、平成29年度の決算剰余金の一部積み立てと、預金利子による増、特別会計への繰り出しによる減によるものでございます。結果、決算年度末現在高は、33億1,223万4,787円となりました。

以上が、平成30年度の決算の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋弘君） 以上で提案者の説明は終わりました。

決算審査意見の説明

○議長（高橋弘君） 次に、議第6号及び議第7号の議案2件に関して、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。

○代表監査委員（玉田芳和君） 議長。

○議長（高橋弘君） 玉田代表監査委員。

○代表監査委員（玉田芳和君） 議第6号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び議第7号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての決算審査の概要につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の平成30年度歳入歳出決算書の54、55ページをお願いいたします。

決算審査につきましては、6月11日付けで広域連合長より決算書及び附属書類等の提出があり、審査をいたしました。

審査にあたりましては、55ページ、第3審査の方法に記載のとおり実施をいたしております。審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についても、適法かつおおむね適正に執行されているものと認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢化の一層の進行、高度先端医療の普及などにより、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されます。県内各市町村や関係機関との十分な連携を図り、保健事業計画に基づく効果的な保健事業の推進により医療費の抑制を図るなど、更なる高齢者福祉の向上と充実を目指し、常に前向きな運営に努められることを望み決算審査の意見といたします。

以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋弘君） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋弘君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（高橋弘君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 議第7号 平成30年度後期高齢者医療特別会計について何点かお尋ねします。今までいただいた資料のご説明によりますと、保険料の収納率は良くなっているということでした。平成30年度は保険料改定の年でしたが、保険料軽減特例の見直しにより、最終的に保険料収入は増えている状況だということです。そのような中で、低所得者数や短期被保険者証の発行数が昨年度よりも増えているということは、負担感が高くなってきているのではないかと感じますが、その点について所見を伺いたいと思います。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 短期被保険者証交付数の増加により、被保険者の負担感が強くなっているのではないかとというご質問でございますが、交付数は、前年と比べて増えている状況でございますが、短期被保険者証については、市町村の収納対策の手段として捉えておりまして、市町村の裁量によるところが大きいと思います。年金の上昇率が滞っている経済状況の中、後期高齢者医療保険に限らず、市税納税等の負担感等もあるかと思えます。各市町村で、短期被保険者証を活用することで、保険料の確保にご尽力いただき、収納率をあげていただいていると感じています。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（高橋弘君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 短期被保険者証は、収納率向上のために活用しているということでした。短期被保険者証を交付して、相談をしながら分割納入等で最終的に「参考 翌年6月1日現在」の数字に減少するということですが、今回は令和元年6月1日現在で約350ということで、負担感があるのではと感じたわけです。そのような中で、健全な財政というのはありますが、負担軽減については考えて行かなければならないと意見を申し上げます。

あともう1つ、健康診査実績ですが、地域別健診受診率で、庄内地域の約33%に対して、他地は低いということですが、このことについて、どのように分析されているのでしょうか。後期高齢者医療保険に入る前の各市町村での特定健診の受診率等に関連があるのか、きちんと調査を行い、科学的に分析していかなければ受診率が増えるということはないと思います。

また、昨年度、テレビCMで「75歳以上の方は歯周疾患等の検診を受けましょう。」というものがありません。決算書の41ページに広告料464万円とありますが、CMの効果とその広告料でテレビCMの方が金額的にいいのか、お尋ねします。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 健康診査実績について、庄内地区の受診率が高いというご質問ですが、例年庄内地区は高く推移しており、庄内各市町村が健診に力を入れてきた成果なのではないかと思えます。集団検診と個別検診をうまく活用して受診率を上げていますと分析しております。内陸部では、西川町が特に高い状況でございますので、市町村の取り組み状況によって影響されていると思えます。ご意見いただきました後期高齢者医療保険加入前からの受診率の分析ということですが、昨年度の長寿医療懇談会でも提案され、今年度から資料等収集し、分析したいと考えているところでございます。

テレビCMの件ですが、決算書41ページの広告料464万円は、指名競争入札を行っており、金額については、CM本数から見て適正だと考えております。テレビCMは「健康診査受診促進」と「歯周疾患検診のお知らせ」「フレイル対策」の3本を作りまして、時期により1か月のローテーションを組んで放映しております。昨年は、7月から12月までの6か月で計342回程放映させていただいております。効果については、具体的・直接的な効果は計れませんが、平成30年度において健康診査並びに歯周疾患検診の受診率が上がったというのは、各市町村のご努力もありますが、テレビCMの間接的な効果もあったのではないかと考えております。単年ですと判断できない部分もありますので、今年度も実施しながら効果を見ていきたいと考えております。また、「後期高齢者医療」という名称がまだまだ浸透していないところもありますので、CMを通して「後期高齢者医療制度」が広く浸透していければと考えております。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（高橋弘君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 健診について、私は酒田市ですが、国保の前期高齢者医療から後期高齢者医療代わる方達から、後期高齢者医療になると「がん検診」が全額負担になり、大変負担であるという話があるくらい健診を受けようとする意識はあるのかなと感じています。そうした中で、「健診項目」がこれから見直しされるのか、それとも国から言われるそのままをやるのかということもあります。高齢になり身体も弱くなっていく中で、病院にかからず元気に長生きしていただくという意味でも健診を受けてもらう努力を今後もしていただきたいと思えます。

テレビCMは7月から12月だったんですね。ただ、放映時間が少し遅い時間なのかなと感じます。高齢者の皆さんが起きている時間に放映されているのかなと思います。放映時間帯も是非工夫していただければと思います。また、一定の年齢になるとパンフレットを渡してもあまり読まれないん

ですね。私の母親もそうですが、「健診を受けて」ということが書いてあったということがあまり気が付かないというか、あまり頭に入ってこないようです。ですからテレビCMは一定の効果があるのかなと思いますので、今後も健診を受けてもらう努力をしていただきたいという意見として終わらせていただきます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（高橋弘君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） CM放映の時間帯は、朝6時から7時台というものでございますので、業者と交渉しながら金額の範囲内で調整していきたいと思います。

○議長（高橋弘君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋弘君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（高橋弘君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 議第7号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、平成30年度予算で保険料の率などにより、平成30年度の負担軽減がされたことについては敬意を表しております。しかしながら、平成29年度から続いておりました保険料軽減特例の見直しについては、大幅な保険料の値上げに繋がった方々がおりますので、これを見過ごすことはできないとも発言させていただいております。このことで、全体の保険料収入決算が前回よりも上がるという現象が起きているということ、国の制度とはいいいながらも、軽減のための対策を是非もっととっていただきたいかと思うものであります。予算に反対しておりましたので、決算についても認定に反対するものです。以上、反対討論といたします。

○議長（高橋弘君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋弘君) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長(高橋弘君) これより採決します。

日程第6 議第6号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第7 議第7号平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての議案2件を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第6号及び議第7号を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋弘君) ご着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第6 議第6号及び日程第7 議第7号の議案2件については、原案のとおり認定されました。

議第8号及び議第9号

○議長(高橋弘君) 日程第8 議第8号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)及び日程第9 議第9号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長(高橋弘君) この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長(佐藤孝弘君) 議長。

○議長(高橋弘君) 佐藤連合長。

○連合長(佐藤孝弘君) ただいま上程されました議第8号及び議第9号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第8号の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,953万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億4,315万8千円とするものであります。

議第9号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出

それぞれ45億7,134万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,544億2,370万9千円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（半田薫君） 議長。

○議長（高橋弘君） 半田事務局次長。

○事務局次長（半田薫君） それでは、初めに、議第8号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。歳入、歳出にそれぞれ、3,953万4千円を増額計上し、総額を6億4,315万8千円とするものでございます。

詳細につきましては、別冊、令和元年度歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

事項別明細書の、3ページ及び4ページをお願いいたします。

歳入補正につきましては、平成30年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額3,953万4千円を、4款1項1目繰越金に全額増額計上しております。本年度の繰越金とするための補正となります。

歳出補正につきましては、2款1項総務管理費の2目財産管理費に、財政調整基金への積立金として120万円を増額計上しております。これは、特別会計において一時借入れが生じた際の借入金利子については、財政調整基金を財源として対応することとしていることから、その場合の利子を約2,000万円と想定し、現在の基金残高で不足する分を、同基金へ積み立てるものでございます。また、繰越金から、基金積立金として計上いたしました120万円を差し引いた、残りの3,833万4千円につきましては、各市町村への事務費負担金返還金として、同じ総務管理費の1目一般管理費、23節償還金利子及び割引料に増額計上しております。

議第8号 平成30年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については、以上でございます。

なお、議第9号特別会計補正予算につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（星野克之君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 続きまして、議第9号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをご覧ください。歳入歳出予算総額に、それぞれ45億7,134万3千円を増額補正し、補正後の予算総額を1,544億2,370万9千円とするものであります。

詳細について令和元年度歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書7ページ、8ページをご覧ください。

初めに歳入について申し上げます。1款1項市町村負担金でございます。平成30年度市町村療

養給付費負担金の精算に伴い、市町村から追加で納入していただく額1億4,642万円を増額するものであります。8款1項繰越金でございます。平成30年度の繰越金として44億2,492万3千円を追加計上するものであります。繰越金は、歳出において、医療給付費等準備基金積立金と国などへの返還金となります。

次に歳出について申し上げます。

9ページ、10ページをご覧ください。5款1項基金積立金でございます。平成30年度剰余金と国などへの返還金との差額9億1,147万9千円及び市町村から追加納付していただく1億4,642万円の合計額、10億5,789万9千円を医療給付費等準備基金積立金として積立てるため、増額補正を行うものであります。6款1項3目償還金でございます。療養給付費負担金等について給付費実績に基づき、平成30年度分負担金等を精算し、返還金として35億1,344万4千円を、国・県・支払基金・市町村に返還するものであります。

以上、特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋弘君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋弘君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（高橋弘君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 特別会計の補正で、医療給付費等準備基金積立金に約10億円積み立てるということですが、この基金は最終的にどのような形で使われる基金になるのでしょうか。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（星野克之君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 医療給付費等準備基金は、保険料の高騰抑制の財源として使用する形でございます。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（高橋弘君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 保険料の高騰抑制財源といいますと、来年度保険料の改定がまた行われま

す。その中で、この準備基金が使われていくということでしょうか。この準備基金の内、どれくらい使われるかということと、先程の決算資料では、年度末の基金残高が33億1,200万円強ということですが、今後どのくらいの基金積立額となるのでしょうか。お尋ねします。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（星野克之君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 基金残高は、平成30年度末で33億1,223万4,787円です。また、令和元年度特別会計当初予算で、基金からの繰入金として12億円を計上しておりますので、その分を差し引いたものに、今回の補正予算額を積み立てる形です。

また、次年度にいくら使われるかということですが、今から保険料率算定作業が始まりますので、そこで試算したものが、令和2年度の当初予算となるわけですが、基金からの繰入金も組み入れる形になると思いますので、詳細についてはその時にご説明させていただきます。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（高橋弘君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） そうしますと、令和元年度は約21億円残っていて、今回の補正で約10億円を積み立てるので、約31億円が現在この基金に残っていると思います。この基金を新たな令和2年度に向けた保険料の改定に対していくら使うのか、この基金を全額使えるのか、それとも少し残さなければならないのか、といったところをお聞きしたかったのですが。是が非でも保険料が上がらない方向でご尽力をいただきたいと、意見を言わせていただいで終わります。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（星野克之君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 保険料は、できれば基金を使わず抑えたいのですが、基金を使わないでどれぐらいか、基金を使ってどこまで下げられるかといった試算を行いますので、ご意見を参考にしまして保険料率算定に臨みたいと思います。

○議長（高橋弘君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋弘君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋弘君） これより採決します。

初めに、日程第8 議第8号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第8 議第8号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋弘君） 次に、日程第9 議第9号令和元年山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第9号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第9号については、原案のとおり可決されました。

議第10号

○議長（高橋弘君） 日程第10 議第10号山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを上程いたします。

提案理由の説明

○議長（高橋弘君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋弘君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第10号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第10号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合規約第17条第1項の規定により当広域連合に置く監査委員のうち、同条第2項における広域連合議員から選出された石澤秀夫委員の任期が去る4月30日をもって満了したため、改めて石澤秀夫議員を委員に選任することについて、同意を求めようとするものであります。

なお、本日欠席となっております石澤秀夫議員には、議案を上程する旨、予め了解を得ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋弘君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋弘君） これより質疑に入ります。
上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） ご質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋弘君） これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋弘君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋弘君） これより採決します。

日程第10 議第10号山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第10号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋弘君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第10 議第10号については、原案のとおり同意されました。

○議長（高橋弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（高橋弘君） この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋弘君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会7月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の7月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なるご審議を賜り、それぞれご決議、ご認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度も、施行から11年が経過し、制度自体、だいぶ安定してきたものと思われませんが、高齢化の進行などにより、今後も医療費の増加が見込まれていることは、皆さま御承知のとおりと存じます。

このような状況のもと、制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の適正化や保健事業などの取り組みを通じ、被保険者の方々に対する予防・健康づくりをより一層進めていく必要があります。当広域連合としても、市町村や関係機関との連携を一層密にしながら、制度の健全な運営に努めていかなければならないと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、今後とも後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（高橋弘君） 以上で、令和元年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時15分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 高 橋 弘

署名議員 小 野 由 夫

署名議員 内 谷 邦 彦